

大阪府環境保全基金

大阪の環境を守り育むために!



**ご協力
お願い
します!**

大阪府では、皆様からのご寄附をもとに、民間団体が行っている環境教育、環境啓発イベント、資源再利用、里山保全、自然環境に関する調査研究などの活動に助成をしたり、模範となる活動に対して「おおさか環境賞」を授与しています。豊かな環境づくりに向けて、活動の輪をさらに広げて行くため、皆様のご協力をお願いいたします。

ご寄附をいただくと税制上の優遇措置を受けることができます。
 (「ふるさと納税」制度の対象になります。詳しくは裏面をご覧ください。)

問合せ先 大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 戦略企画グループ
 電話番号 06-6210-9549
 E-mail eneseisaku-04@gbox.pref.osaka.lg.jp

(ここから切り離して郵便局にお出しく下さい。)

07	大阪	払込取扱票		公	払込料金 加入者負担	
口座記号番号				金額	千	百
0	0	9	1	0	5	9
加入者名				備考	万	千
大阪府環境保全基金					百	十
※おところ(郵便番号)					円	
※おなまえ						
※電話番号						
ご依頼人	地球環境課からご連絡させていただきますので、ご依頼人の「おところ」「おなまえ」「電話番号」を必ず記入してください。後日、領収証書を送付します。(確定申告時の寄附金控除に必要となります。)					日
通信欄	氏名の公表 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> (チェックしてください)					附
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号大第50028号)						印
これより下部には何も記入しないでください。						

切り取らないでお出ください。

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	0	0	9	1	0	5	払込料金 加入者負担
加入者名	大阪府環境保全基金						
金額	千	百	十	万	千	百	十
ご依頼人							様
備考							

お申し込みは、お近くの郵便局で。

この受領証は、大切に保管してください。

ふるさと納税制度の概要

個人からの地方公共団体への寄附は、限度額内であれば、2千円を超える部分については、**全額が住民税(翌年度)・所得税から軽減されます。(限度額内であれば、いくら寄附をしても実質自己負担は2千円のみ!)**

- これは「納税」ではなく、「寄附金」に対する税の優遇措置ですので、確定申告が必要です。
- 寄附先はふるさとに限定されません。(大阪府民の方でも大阪府に寄附をしていただけます。)

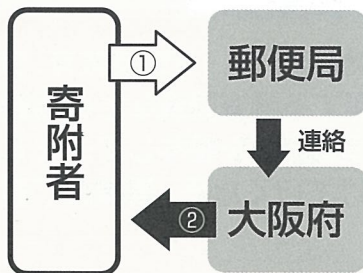
※実質自己負担が2千円になる寄附上限額(目安)

*住=住民税 所=所得税 ()内は税軽減額

区分	単身の給与所得者	夫婦のみの給与所得者	夫婦2人の給与所得者 (うち1人は特定扶養)
年収500万円	38,000円 (住29,700円、所3,300円)	33,000円 (住25,200円、所2,800円)	20,000円 (住14,250円、所750円)
年収700万円	62,000円 (住45,600円、所11,400円)	58,000円 (住42,400円、所10,600円)	41,000円 (住32,400円、所3,600円)
年収1000万円	97,000円 (住73,600円、所18,400円)	93,000円 (住70,400円、所17,600円)	82,000円 (住61,600円、所15,400円)

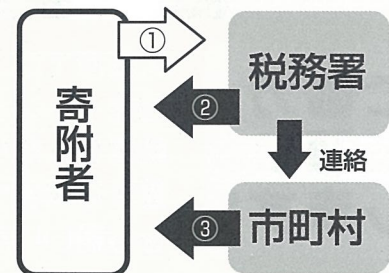
※注意 上記の上限額はあくまでも目安であり、寄附をした年の、その方の課税総所得金額(課税される金額)によって異なります。上限の目安は、課税総所得金額の概ね1~2%です。詳しくは、大阪府「ふるさと納税」HP(寄附上限額の試算もできます)又は担当課までお問い合わせください。

■ 寄附の手続き・流れ



- ① 寄附金を払込む
- ② 大阪府から領収証書が送付される
(領収証書は確定申告に必要なため大切に保管してください)

■ 確定申告の手続き・流れ



- ① 確定申告書を提出する
(通常2月16日~3月15日)
- ② 所得税が還付又は軽減される
- ③ 住民税が軽減される

★大阪府ホームページの「ふるさと納税」のページから、インターネット申請(クレジットカードも可)でもお申し込みいただけます。

(ご注意)

- この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。